

東京とどまるマンション備蓄倉庫

導入促進事業

補助金申請等の手引き

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課



とどまるマンション促進課長「トドまるくん」

(令和8年6月)

目次

はじめに	3
用語の定義.....	3
1. 東京とどまるマンションの登録について	4
2. 事業の概要	4
(1) 補助の申請ができる方（要綱第4条 補助対象者）	4
(2) 補助の対象となる事（要綱第5条 補助対象事業）	5
(3) 補助の対象となる費用（要綱第6条 補助対象経費）	5
(4) 補助の限度額（要綱第10条 補助金額）	6
3. 申請等の方法.....	6
(1) 申請手続きの流れ.....	7
(2) 交付申請（要綱第7条 交付の申請）	8
(3) 交付決定（要綱第11条 交付の決定）	11
(4) 変更・廃止等	11
(5) 実績報告（要綱第21条 実績の報告）	12
(6) 額の確定（要綱第22条 額の確定）	14
(7) 補助金の請求（要綱第23条 補助金の交付）	14
4. よくある質問.....	17
5. 問い合わせ	18

はじめに

本手引きは、東京とどまるマンション備蓄倉庫導入促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」といいます。）をもとに、手続きの際に特に知っていただきたい事項を記載しております。

申請の際は、要綱本文等と合わせてご参照ください。

用語の定義

住宅所有者	分譲マンションの管理組合、新規に建設する共同住宅の建築主又は賃貸マンションの所有者。
既存登録マンション	以下のすべてに該当するマンション (1) 「東京とどまるマンション」に登録している。 (2) 新たに建設された住宅でなく、人の居住を開始している。 または、建設工事の完了の日から起算して一年を経過している。
防災備蓄資器材	災害時等において、マンション居住者が共同で備蓄することが合理的な資器材。
備蓄倉庫	住宅所有者が、防災備蓄資器材及び3日分程度の飲食料品を利活用するために、収納又は管理する目的で、共用部分（専用使用部分を除く。）に設置する工事を伴う「防災備蓄倉庫」と表示した倉庫及び収納設備（エレベーター用防災キャビネットは備蓄倉庫とみなされません）。 ア 防災用物置を設けたり、防災用としてプレハブ倉庫や小屋を新たに建築したりするもの。 イ 既存の屋外の保管庫等に防災用として作り付けの固定棚等を設けるもの ウ 壁により区画され防災用として利用されている専用室に作り付けの固定棚や転倒防止措置を伴うスチール棚等を設けるもの エ 新たに壁により区画し、防災用として専用室を設け、作り付けの固定棚や転倒防止措置を伴うスチール棚等を設けるもの オ 防災用として専用室ではない屋内（管理人室、集会室、エントランスホール、共用廊下等）に転倒防止措置を伴う収納棚、キャビネット等を設けるもの カ 知事が認めるもの

1. 東京とどまるマンションの登録について

本事業は、東京とどまるマンションに登録したマンションが対象です。

交付申請の前に「東京とどまるマンション」への登録が必要です。

・登録について

詳細は以下の「東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度」HPから確認してください。

<https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/kanri/02lcp-touroku.html>



2. 事業の概要

(1) 補助の申請ができる方（要綱第4条 補助対象者）

- ①「東京とどまるマンション」に登録しているマンションで、既存住宅の住宅所有者※（以下「補助対象者」といいます。）

※国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社を除きます。

<補助の申請ができない方>

次のいずれかに該当する場合は、補助の申請ができません。

- ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- イ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）
- ウ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- エ 過去に税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けているものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切でないと認められるもの

<補助の申請を受理できないとき>（要綱第8条 申請の受付）

次のいずれかに該当する場合は、補助の申請を受理できません。

- ア 過去に、本要綱第6条に規定する同種の費用に係る補助金の交付を受けている同一の登録マンションの申請であるとき。
- イ 本補助金の交付の対象としようとする経費が国、区市町村などによる他の補助等の対象となっており、当該制度において補助等を併用して受けることを不可としているとき。
- ウ 本補助金の交付の対象としようとする経費が都の他の制度による補助等の対象となっているとき。

②手続代行者について（要綱第9条 手続代行者）

2（1）①の補助対象者は、交付の申請に係る手続の代行を、第三者に対して委任することができます。ただし、事業の撤回は手続き代行者が行うことはできません。

また、手続代行者も①<補助の申請ができない方>ア～エに該当していない必要があります。なお、委任の際は押印がある委任状と、申請者の印鑑証明をご提出ください。印鑑証明の印影と、委任状の印影は必ず同じものとしてください。

原則として、申請書類等についての質問等は、手続代行者に連絡します。

（2）補助の対象となる事（要綱第5条 補助対象事業）

①一級建築士又は二級建築士（以下「建築士」という。）が行う備蓄倉庫の**検討・設計**

②建築基準法その他法令（条例を含む。）に適合していることの検討が既に終了している備蓄倉庫の設置を伴う**整備**

交付決定の後に契約締結を行ってください。

（3）補助の対象となる費用（要綱第6条 補助対象経費）

①検討・設計

ア 備蓄倉庫の設置場所・規模・仕様等の検討や設計を、建築士に委託する費用

イ 検討し、整備を予定している備蓄倉庫が法令（条例を含む。）※1に適合することを特定行政庁や所管の消防署などの行政に確認することを建築士に委託する費用

※1法令・条例等は、建築基準法、東京都建築安全条例や当該マンションが所在する自治体の条例、東京都火災予防条例など備蓄倉庫の整備検討に係る条文を確認してください。ただし、実際の整備の際に建築確認申請手続きが必要とされるかどうかは、検討の中で確認してください。

ウ 確認申請手続きが必要となる場合、建築確認を申請する費用

高層マンションにおいては、エレベーター停止時に地上との往来が困難となる高層階での在宅避難の実効性を高めるため、高層階への備蓄倉庫整備の可能性を検討してください。

②整備

ア 原材料費、運搬費、工事費※2

※2 関連工事は、補助対象設備の使用に不可欠な機能確保に関わるものに限り、

a 既存設備の撤去に係る費用（施工費、仮設費、運搬費、処分費）は対象外

b 補助対象となる工事において発生する工事種別毎の仮設費、運搬費、処分費等は対象

c 工事に係る全体の共通費（補助対象外部分も含む共通仮設費、現場管理費、一般管理

費等)は、対象外

- イ 確認申請を提出した場合、完了検査を申請する費用
(なお、上記を以下「補助対象経費」といいます。)

※注意点

- ・消費税及び地方消費税は除きます。
- ・申請前や交付決定前に契約した場合は対象になりません。
- ・経費の支払にあたり、ポイントカードは使用しないでください。ポイントの付与が判明した場合、当該ポイント分(一律1ポイント1円換算)を補助対象経費から除外します。
- ・経費の支払にあたり、商品券等の金券やポイントは使用しないでください。使用が判明した場合、当該金額分を補助対象経費から除外します。
- ・経費に対して値引きや割引がある場合は、その額を差し引いた額が対象となります。補助の対象としない部分を含めた値引きや割引によって、費用が適切に判断できない場合は、補助の対象外となる場合があります。

(4) 補助の限度額(要綱第10条 補助金額)

補助対象経費の 3分の2とし、登録マンション1件当たり1,330,000円を上限※

※注意点

- ・一つの登録マンションにつき、検討・設計費と整備費の補助金を合計し、限度額133万円です。
- ・千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てします。
- ・本事業では、国や区市町村の補助事業との併用できますが、他区市の補助事業でも併用できるか確認してください。なお、補助金の総額は、補助対象経費を超えることはできません。

3. 申請等の方法

(1) 申請手続きの流れ

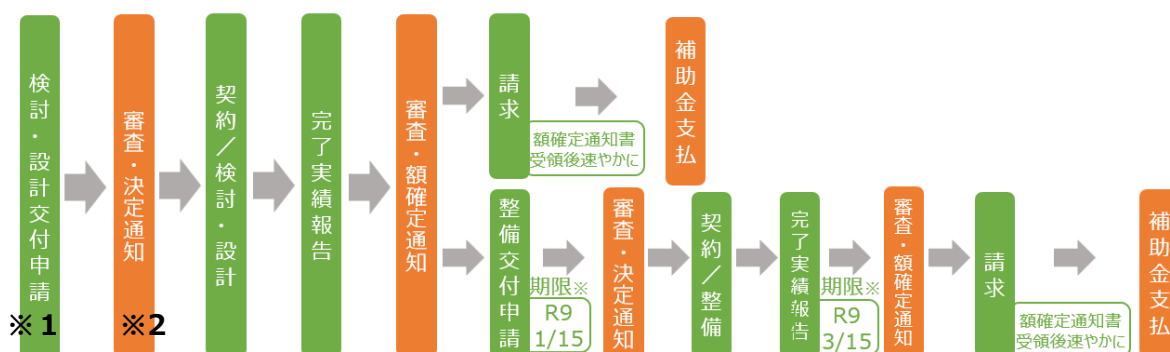
<検討・設計又は整備の場合>



※全体設計の場合を除く。

■ : 申請者 ■ : 受付事務局・東京都

<検討・設計+整備の場合>



※全体設計の場合を除く。

■ : 申請者 ■ : 受付事務局・東京都

上記の日付が土日祝日の場合は、直前の平日が期日となります。

申請年度内（毎年3月15日か、3月15日が土日の場合は直前の平日まで）に事業が終了しない見込みの場合は、申請時に全体設計承認申請書を提出してください。

また、全体設計承認を受けた場合は、各年度で交付申請書の提出が必要です。

- ※1 申請手続きの途中で代表者が変更になった場合、申請書類の出し直しが必要になります。申請予定日から1か月以内に変更の予定がある場合は、変更後に申請を行うようお願いいたします。
- ※2 交付決定通知書に記載の金額は、申請内容に基づき審査を行った結果、補助対象とできる上限額を決定したものであり、最終的な補助金交付額（支払額）を決定・保証するものではありません。

(2) 交付申請 (要綱第7条 交付の申請)

本補助金の交付申請を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書 (第1号様式) と要綱別表第1に掲げる書類を提出する必要があります。

申請書は、以下の東京とどまるマンション備蓄倉庫導入促進事業 HP からダウンロードできます。

<https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/bousai/02lcp-shien/02bousaisouko/forms-and-checklist04/>

①必要提出書類

(1) <検討・設計補助>、<整備補助>共通

No.	提出書類	備考	<input checked="" type="checkbox"/>
1	第1号様式 補助金交付申請書	【必須】	
2	建物の登記事項証明書等 (全部事項) の写し	【必須】 交付申請日前6か月以内に取得したもの※1	
(補助対象者が管理組合の場合、【必須】)			
3	対象登録マンションの区分所有者を代表する立場であることを確認できる書類	代表者選任についての議事録等	
	本補助金を申請する旨の意思決定が確認できる書類	意思決定についての議事録等	
4	補助対象経費の見積書	【必須】 要綱第6条に示す経費の区分ごとの明細の記載及び見積を行った事業者の社印 (又は社印と同等の効力を有する確認行為) を要する。 ※2	
5	補助対象事業を委託する予定の一級建築士又は二級建築士の資格証の写し	【必須】 一級建築士免許証明書又は二級建築士免許証明書の写し等	
6	第6様式の1又は第6様式の2 確認書	【必須】	
(期限までに実績報告ができない見込みであり、全体設計承認を希望する場合、【必須】)			
7	第4号様式 全体設計承認申請書	※3	
(交付申請手続きを手続き代行者に委任する場合、【必須】)			
8	委任状	参考様式あり	
9	印鑑証明	委任状の(申請者)の印影と同じもの	
上記のほか、確認に必要な書類の提出を追加で依頼する場合がございます。			

(2) < 検討・設計補助の額確定後、整備補助の申請をする場合、(1)に加え【必須】 >

10	倉庫、収納設備の仕様が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> 既製品の場合 仕様書、カタログの写し 室として区画又は棚等を造作する場合 工事図面（平面図、断面図、展開図、造作図）等 	
11	補助対象設備設置図面、位置図、現況写真	<ul style="list-style-type: none"> 工事計画図面 設置場所を示す位置図 等 	

(3) < 初回の申請が整備補助の場合、(1)、(2)に加え【必須】 >

12	備蓄倉庫の検討・設計の実施が確認できる書類	備蓄倉庫整備検討書（参考様式あり）	
13	確認申請が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> 確認申請書類の写し 確認済証 	

(4) < 倉庫を屋外に整備する場合、【必須】 >

14	土地の権利関係を明らかにした書類	登記事項証明書の写、土地使用承諾書等	
----	------------------	--------------------	--

(5) < 整備補助に申請し、補助対象者が管理組合の場合、【必須】 >

15	共用部へ備蓄倉庫を設置する旨の意思決定が確認できる書類	意思決定の議事録等	
----	-----------------------------	-----------	--

※1 原則として代表者の登記事項証明書の写し。建物名が確認できない場合、追加で建物の所在を確認できる書類(ブルーマップなど)の提出を依頼する場合がございます。

※2 申請から交付決定までは手続きの時間がかかります。十分な見積期限のある見積を貰ってください。金額が変更となっている場合は、変更手続きなどをお願いする場合があります。

補助申請する工事と、補助対象外工事の金額は明確に分けられている必要があります。諸経費等について、補助対象外工事と合算になっている場合は、補助対象外となる場合がございます。

※3 全体設計承認を受けた場合は、各年度で交付申請書の提出が必要です。全体設計承認は次年度の支払いを必ずお約束するものではありませんので、ご注意ください。

②申請受付期間

各年度の補助受付開始日から翌年の1月15日までとします。

※1月15日が土日祝日の場合は、その直前の平日まで

(全体設計の場合を除く。)



③申請の提出方法

申請は電子メール、郵送、窓口で、受け付けます。

なお、一部の書類については内容確認後に郵送を依頼する場合がございます(委任状・印鑑証明等)。

ア 電子メールの場合

必要な書類を添付し、以下のとおり件名を記入して、お送りください。

宛先	todomaru_shinsei@tokyo-machidukuri.jp
件名	【交付申請】(●●●) とどまるマンション備蓄倉庫導入促進事業

●●●にはマンション名を入力してください。

イ 郵送の場合

必要な書類をご用意のうえ、以下の送付先に郵送で提出してください。

【送付先】

〒160-8353 東京都新宿区西新宿七丁目7番30号

小田急西新宿 O-PLACE 2階

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

東京とどまるマンション補助金受付事務局

ウ 窓口の場合

必要な書類をご用意のうえ、**事前にお電話で来所日時をご予約いただき**、窓口へ来所してください。

【窓口受付場所】東京とどまるマンション 補助金受付事務局

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター まちづくり推進課

※午前9時～午後5時(土日祝、年末年始を除く。)

東京都新宿区西新宿七丁目7番30号

小田急西新宿O-PLACE 2階

(電話) 03-5989-1547

※注意点

- ・電子メールで申請する場合、送付するファイル名には様式・添付資料の名称や番号を明記してください。内容確認等の都合上、ファイルはPDF形式ではなく、Excel形式のままのご提出を推奨します。
- ・郵送で申請する場合、申請書類を受領した旨の連絡は致しませんので、必要に応じて配達状況が確認できる方法(簡易書留等)でお送りください。

- ・委任状、印鑑証明は原本の提出が必要です。電子メールで提出があった場合も、内容の確認後に郵送を依頼します。なお、委任状は押印前に事前提出いただければ内容を確認いたします。
- ・ご持参いただく場合、事前に来所日時について、アポイントをお取りください。担当者不在の場合には、受付ができない場合があります。
- ・申請書類一式に不備があると受付できないことがありますので、よくご確認ください。また、不足書類等が全て揃った日が受付日となりますので、ご注意ください。

(3) 交付決定（要綱第 11 条 交付の決定）

申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、予算の範囲内で本補助金の交付又は不交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（第 2 号様式）を送付します。

(4) 変更・廃止等

交付決定後に以下の変更・廃止等をしようとする場合は、指定書類の提出が必要です。

事由	必要な提出書類
(申請の撤回) 要綱第 14 条 本補助金の交付決定の内容・条件に異議があり、申請を撤回する場合	補助金交付申請撤回届出書 (第 7 号様式)
(補助事業者の情報の変更) 要綱第 15 条 個人にあつては「氏名」及び「住所」 法人及び管理組合にあつては「名称」「所在地」「代表者」 等を変更した場合	住所等の変更届出書 (第 8 号様式)
(補助事業の承継) 要綱第 16 条、17 条 補助事業者の地位の承継が行われた場合	一般承継による補助事業者の地位承継承認申請書（第 9 号様式） 又は 契約等による補助事業者の地位承継承認申請書（第 12 号様式）
(補助事業の変更) 要綱第 18 条 補助事業の内容を変更しようとするとき※1	補助事業計画変更承認申請書 (第 13 号様式)
(補助事業の廃止) 要綱第 21 条 補助事業を廃止しようとするとき	補助事業廃止承認申請書 (第 17 号様式)

※1 補助対象事業の変更に伴う交付決定額の増額は認められません。

交付決定時から内容や金額が変更になる場合には必ず事前にご相談ください。

軽微な変更については、提出する必要がない場合がありますので、事前にご相談ください。

(5) 実績報告 (要綱第 22 条 実績の報告)

交付決定と補助事業の終了後に、補助事業実績報告書 (第 19 号様式) と、要綱別表第 2 に掲げる書類を提出する必要があります。

交付決定時の内容から変更された部分がある場合は、原則、変更承認申請が必要になります。変更がある場合は領収書の発行前に必ずご相談ください。

代表者(理事長など)が交代している場合は、速やかに住所等の変更届出書 (第 8 号様式) と、あわせて代表者の変更が確認できる書類(管理組合議事録や法人登記等)を提出してください。なお、交付申請時に委任状を提出している場合は、新しい委任状と印鑑証明を提出してください。

実績報告書は、以下の東京とどまるマンション備蓄倉庫導入促進事業 HP からダウンロードできます。

<https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/bousai/02lcp-shien/02bousaisouko/forms-and-checklist04/>

①必要提出書類

(1) <検討・設計補助>、<整備補助>共通

No.	提出書類	備考	<input checked="" type="checkbox"/>
1	第 19 号様式 補助事業実績報告書	【必須】	
2	補助対象経費に係る契約を確認できる書類	【必須】 契約書の写し等	
3	補助対象経費の支払が確認できる書類	【必須】 領収書の写し等 ※1	
4	第 6 号様式の 2 確認書	【必須】	
(実績報告手続きを手続き代行者に委任する場合、【必須】)			
6	委任状(※2)	参考様式あり	
7	印鑑証明(※2)	委任状の(申請者)の印影と同じもの	
上記のほか、確認に必要な書類の提出を追加で依頼する場合がございます。			

(2) < 検討・設計の実績報告の場合、(1) に加え【必須】 >

8	備蓄倉庫の検討・設計の実施が確認できる書類	【必須】 備蓄倉庫整備検討書(参考様式あり)及び図面等 ・建築基準法に基づく建築確認等の要否を示したもの ・備蓄する資器材の種類・数量等を示したもの	
9	確認申請が必要な場合	・確認申請書類の写し ・確認済証の写し	

(3) < 整備補助の実績報告の場合、(1) に加え【必須】 >

10	既製品を設置した場合	未使用品であることを確認できる書類 (保証書の写し等)	
11	しゅん工図	【必須】 平面図、立面図、設置図、構造図等	
12	補助対象設備の設置が確認できる写真	【必須】 ・整備するマンションの全景写真 ・補助対象設備の整備完了後の写真 ・工事写真等	
13	備蓄倉庫の位置及び収納している備蓄資器材が確認できる書類	【必須】 防災マニュアル	
14	確認申請を提出した場合	・完了検査申請書の写し ・検査済証の写し	
15	第6号様式の2 確認書	【必須】	

※1 領収書の写し等について

次のア～カの要件を満たす領収書等の原本または写しの提出が必要です。

ア 宛名が正確な名称であるもの

交付決定通知に記載されている名称(分譲マンションの場合は管理組合等、賃貸マンションの場合は所有者の名前)としてください。

イ 日付が記載されているもの(申請年度の3月15日より前の日付であること)

ウ 金額及び支出内容が分かるただし書き(単価×数量)が記載されているもの

領収書にただし書き(単価×数量)が書ききれない場合は、「●●一式」と記載し、別紙で請求書・納品書等により内訳が分かるものを添付してください。

エ 収入印紙の貼り付け、消印の押印がされているもの(収入印紙が必要な場合)

オ 領収書発行会社又は担当者の印が押されているもの

カ 第6条の経費の区分ごとの明細を記載した内訳があること

- ※2 交付決定時に委任者から手続代行者へ実績報告手続きを委任し、委任者や手続代行者に変更がない場合、委任状と印鑑証明の再提出は不要です。

②提出期限

補助事業実績報告書（第19号様式）や別表3の書類は、毎年度3月15日（3月15日が土日の場合、その直前の平日）までに提出してください。（全体設計の場合を除く。）

③提出方法

報告は電子メール、郵送、窓口で、受け付けます。なお、一部の書類については内容確認後に郵送を依頼する場合がございます（委任状・印鑑証明等）。

ア 電子メールの場合

必要な書類を添付し、以下のとおり件名を記入して、お送りください。

宛先	todomaru_shinsei@tokyo-machidukuri.jp
件名	【実績報告】(●●●) 東京とどまるマンション備蓄倉庫導入促進事業

●●●にはマンション名を入力してください。

イ 郵送・窓口の場合

- ・「3. 申請等の方法（2）交付申請③申請の提出方法イ・ウ」と同じです。（P.10をご参照ください。）

※注意点

- ・「2. 事業の概要（3）補助の対象となる費用※注意点」をご確認ください。（P.6をご参照ください。）
- ・「3. 申請等の方法（2）交付申請③申請の提出方法※注意点」をご確認ください。（P.10をご参照ください。）

（6）額の確定（要綱第23条 額の確定）

実績報告内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第20号様式）を送付します。

（7）補助金の請求（要綱第24条 補助金の交付）

補助金額確定通知書を受領後に、補助金を受け取るため請求書（第21号様式の1又は2）と支払金口座振替依頼書を提出する必要があります。

押印あり（第21号様式の1）と押印なし（第21号様式の2）場合があります。それぞれの必要書類や記入例をよくご確認ください。

支払金口座振替依頼書の様式については、以下の会計管理局HPからダウンロードで

きます。

<https://www.kaikeikanri.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku.htm>

請求書と支払金口座振替依頼書は原本の提出が必要です。電子メールで提出があった場合も、内容の確認後に郵送を依頼します。なお、押印ありの場合は押印前に事前提出いただければ内容を確認いたします。

① 必要提出書類

原則は押印なしで進めることが可能です。

No.	提出書類	備考
押印なしの場合、【必須】		
1	第 21 号の 2 様式 請求書(押印なし)	記入の際、必ず「様式記入例」を確認
2	口座振替依頼書	
押印ありの場合、【必須】		
3	第 21 号の 1 様式 請求書(押印あり)	
4	口座振替依頼書	
5	印鑑証明(※1)	請求書の(申請者)の印影と同じもの
(手続きを手続き代行者に委任する場合、【必須】)		
6	委任状(※2)	参考様式あり
7	印鑑証明(※2)	委任状の(申請者)の印影と同じもの

※1 すでに同じ印影の印鑑証明を提出している場合、再度の提出は不要です。

※2 交付決定時や実績報告時に委任者から手続代行者へ請求手続きを委任し、委任者や手続代行者に変更がない場合、委任状と印鑑証明の再提出は不要です。

② 提出期限

請求書(第 21 号様式の 1 又は 2)と支払金口座振替依頼書は、額確定通知書の受領後速やかに提出をお願いします。

③提出方法

提出は電子メール、郵送、窓口で、受け付けます。なお、一部の書類については内容確認後に郵送を依頼する場合がございます(委任状・印鑑証明等)。

ア 電子メールの場合

必要な書類を添付し、以下のとおり件名を記入して、お送りください。

宛先	todomaru_shinsei@tokyo-machidukuri.jp
件名	【請求】(●●●) 東京とどまるマンション備蓄倉庫導入促進事業

●●●にはマンション名を入力してください。

イ 郵送・窓口の場合

- ・「3. 申請等の方法(2) 交付申請③申請の提出方法イ・ウ」と同じです。
(P.10 をご参照ください。)

※注意点

- ・「2. 事業の概要(3) 補助の対象となる費用※注意点」をご確認ください。
(P.6 をご参照ください。)
- ・「3. 申請等の方法(2) 交付申請③申請の提出方法※注意点」をご確認ください。
(P.10 をご参照ください。)

※注意点

<押印なしの場合>

請求書、支払金口座振替依頼書に事務担当者を記入してください。**事務担当者は手続代行者とは異なります**。当該法人、当該管理組合に在籍している事務担当者をご記入ください。補助事業者と事務担当者が同上的場合は、「事務担当者 同上」と記載してください。

また、受領後に電話等により補助事業者代表者の意思により提出されたものであるか等を確認させていただく場合がございます。詳細は記入例をご確認ください。

4. よくある質問

Q1. 建物の登記事項証明書の写しは、どのようなものを用意すれば良いでしょうか？

A 原則として、代表者の登記事項証明書の写しで、交付申請日前6か月以内に取得したものを提出してください。(P.7をご参照ください。)

Q2. 手続きに要する期間（申請から交付決定まで）は、どのくらいでしょうか？

A 概ね1.5カ月程度を目安にしてください。ただし、申請内容に不備等がある場合は、より時間を要することがあります。また、申請が一時期に集中した際も、交付決定までお時間をいただきます。

Q3. どのような検討・設計をすれば、補助の対象になるでしょうか？

A マンションの共用部分に設置する備蓄倉庫の設置場所・規模・仕様等を検討したものが補助の対象です。

また、以下の点についても検討を行ってください。

- ・備蓄倉庫の設置の際に建築基準法その他法令（条例を含む。）に基づく建築確認等が必要か否か
- ・備蓄する資器材の種類・数量

上記の事項は、実績報告の際に検討・設計の実施を確認できる書類として提出が必要です。「(参考様式) 備蓄倉庫設置検討書」に図面などを添付してご提出ください。

必要な事項が記載されていれば任意の形式で提出頂くことも可能です。その際は書類に記載が必要な事項の参考として、「(参考様式) 備蓄倉庫設置検討書」をご覧の上、検討書を作成してください。

Q4. 検討・設計費、整備費を別々に申請すれば、それぞれの申請で限度額133万円まで補助金を受けられますか？

A 一つの登録マンションにつき、検討・設計費と整備費を合せて、補助金の限度額は133万円です。

Q5. 整備費の申請をする場合、必ず、建築士による法令適合の検討が終了していないと申請できませんか？

A 建築基準法その他関係法令（条例を含む。）の規定外の整備については、施工者による安全性を確認した確認書の提出が必要となります。

Q6. どのような収納設備が整備の補助対象となりますか？



A P.3用語の定義 収納設備をご参照ください。ご不明な場合は、下記までお問合せ下さい。

5. 問い合わせ

ご不明な点は以下の連絡先までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

東京とどまるマンション 補助金受付事務局

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター まちづくり推進課

午前9時～午後5時（土日祝、年末年始を除く。）

（電話）03-5989-1547

（メールアドレス）todomaru_shinsei@tokyo-machidukuri.jp

